

○福島市不適合工事事務処理要領

最終改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、福島市請負工事検査規程(平成31年4月1日付け訓令第16号。以下「規程」という。)第9条の規定に基づき、工事の施工が工事請負契約書、福島市財務規則(平成15年規則第34号)第147条第1項に規定する福島市工事請負契約約款(以下「約款」という。)及び設計図書等に適合しない場合(以下「不適合工事」という。)の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 不適合工事とは、規程第5条に規定する中間検査以外の検査(以下「検査」という。)の結果、工事の施工が工事請負契約書、約款及び設計図書等に対し出来形・品質に不適合がある工事又は未竣工の工事をいう。ただし、次の各号の要件すべてに該当する軽微な手直しの場合については除く。

- (1) 工事目的物としては設計図書に適合し、本体の安定や機能に影響のない手直し
- (2) 他の行政機関の新たな許可を必要としないなど、発注者の裁量だけで行える手直し
- (3) 短期間でかつ工期内に完了する手直し

(出来形・品質に不適合がある工事)

第3条 出来形・品質に不適合がある工事とは、次の各号のいずれかに該当する工事をいう。

- (1) 規格値を満足していない工事
- (2) 規格・材質・強度・性能等が満足していない工事
- (3) 施工不良による有害なクラック・変形変質が確認された場合
- (4) 施工管理等資料不足の場合
- (5) その他上記に類する工事

(未竣工の工事)

第4条 未竣工の工事とは、次の各号のいずれかに該当する工事をいう。

- (1) 出来高不足の工事
- (2) 施工位置の不一致の工事
- (3) 後片付け未了の工事

2 前項第3号の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

- (1) 設計図書等において存置すると明示がある場合
- (2) 検査に必要な足場、はしご等の仮設物等を、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去する場合
- (3) 現場事務所等が他工事の関連施設として現に管理・使用されており、当該工事に関する一切のものが撤去されている場合

(担当課長等への通知)

第5条 検査員は、検査の結果、工事の施工が工事請負契約書、約款及び設計図書等に適合しない場合は、規程第10条の規定による請負工事竣工検査復命書と不適合箇所の詳細を記載した不適合箇所調書を工事等の担当課長等(以下「担当課長等」という。)に通知しなければならない。

(所要の処置)

第6条 担当課長等は、その原因が工事執行者又は受注者の何れの責任によるものかを判定し、所要の処置を行わなければならない。

(再検査請求)

第7条 担当課長等は、前条の規定による処理又は修補の完了後、あらためて規程第5条の規定により契約検査課長に検査を依頼するものとする。

(関係部署への通知及び送付)

第8条 契約検査課長は、不適合な箇所の出来高及び修補等の完了の確認をしたときは、速やかに担当課長等に対して注意喚起の通知を行うとともに、関係部長に対しては当該不適合工事に関する内容を送付するものとする。

附則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(名称変更)

この要領による改正前の福島市不適合工事の処理要領(平成22年2月1日施行)を、この要領による改正後の福島市不適合工事事務処理要領に名称変更する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

不適合箇所調書

契 約 番 号	
工 事 名	
受 注 者	
検 査 日	
検 査 結 果	(不適合箇所の詳細)

検査の結果、不合格となりましたので、その内容について、上記のとおり報告いたします。

年 月 日

検査員 所属 _____

職氏名 _____

様

契約検査課長

工事における工事監督及び施工管理の徹底について（通知）

このことについて、検査の結果、不合格となりました下記工事について、契約書等に基づき不適合な箇所が出来高及び修補等の完了の確認をいたしました。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び公共工事の品質確保の促進に関する法律等において、契約の適正な履行の確保や適正な施工体制の確保の徹底が求められており、履行遅滞となった場合には、工事請負契約約款の規定により損害金等も発生する恐れもあることから、今後このような事態を引き起こすことのないように十分注意いただくようお願いいたします。

つきましては、当該工事の監督員並びに監督業務を遂行する職員に対し、より一層の監督業務、施工管理業務及び適正な施工体制の確保等の徹底についての指導等に取り組むようお願いいたします。

また、受注者にも同様に貴職より指導をお願いいたします。

記

契約番号

工事名

受注者

検査日

修補確認日

不適合内容

別添「不適合箇所調書」のとおり

(担当：契約検査課 内線)

送付例(第8条関係)

契第 号
年 月 日

様

財務部長

不適合工事について(送付)

このことについて、貴所属部において監督された下記工事について、福島市請負工事検査規程第9条に基づき不適合工事となりましたので、お知らせいたします。

記

契約番号

工事名

受注者

検査日

修補確認日

添付資料

請負工事竣工検査復命書の「写」

不適合箇所調書の「写」

(担当：契約検査課 内線)

「設計図書等不適合の場合の処理」の取扱いフロー図

凡例 規程：福島市請負工事検査規程
要領：福島市不適合事務処理要領

